

平成 30 年度 第 2 回 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会会議録

日 時	平成 31 年 2 月 27 日 (水) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで
開催場所	横浜市中心卸売市場食肉市場 総合市場ビル 3 階会議室
出席者	小泉聖一会長、福田順子副会長、山口義行委員、齋藤文誉委員、實形茂道委員、福岡伊三夫委員、神崎吉章委員 (計 7 名)
欠席者	なし
開催形態	公開 (傍聴者なし)
議 題	1 卸売市場法の改正に伴う取引規制について 2 その他
議 事	<p>開 会</p> <p>市場担当理事からの挨拶を行い議題へ進む。</p> <p>1 卸売市場法の改正に伴う取引規制について</p> <p>(事務局) 卸売市場法の改正に伴う取引規制について説明。質疑に入る。</p> <p>(山口委員) 公平性・公正性を保つために規制があると思います。「(1) 第三者販売の禁止」については、食肉市場の場合、枝肉流通のため、そのまま小売へいくことはありません。規制緩和されたとして、今の形態では、卸売会社が直接小売業者や消費者に販売するという動きにはならないですが、今後、検討が必要だとは思う。</p> <p>(福田副会長) 第三者販売や市場外流通が出てきたのは、スーパーの本部が卸売会社の機能を果たすことが可能になったからですが、これらは食肉では考えられないと思います。小売業者からのニーズで、卸売会社から直接買いたいという声はありますか。</p> <p>(山口委員) 今のところ特には聞いていません。</p> <p>(實形委員) 食肉は市場内で商品を生産するので、そのまま商品として流通に乗せられる野菜や鮮魚とは違います。</p> <p>(神崎委員) 野菜は加工不要ですが、食肉は加工する必要があります。また、そこを自由化したら売買参加者や仲卸業者が、不要になってしまいます。</p> <p>(山口委員) 卸売会社と仲卸業者とは補完関係にあります。今まで卸売業者には禁止とされていたことを、運用によって可能とするという程度の構成にしておかないと、仲卸業者の役割がなくなります。それを考えたときに、双方の関係性を整理しておく必要があると思います。</p> <p>(實形委員) 時代のニーズに合わせる動きは、食肉小売業の形態でも起きています。それが良いか悪いかは、規制をかけるかも含めて、今後の動向を見ていかないといけません。仲卸業者は様々な場面で市場に貢献していますが、例えば衛生面等で懸命に取り組んでも、消費者は、同じ部位であれば安価な外国産を選ぶかも知れません。</p> <p>(福岡委員) 青果と食肉では全く異なり、例えば豚も部位ごとに過不足が出ます。仲卸業者がそのバランスをとっています。</p> <p>(小泉会長) 卸売市場の機能として、生産と流通、消費のバランスを取るのとはとても重要な機能です。直荷引き・第三者販売は、そのバランスが崩れたときにそういうことが起こるわけで、食肉市場の特性を考えると、簡単に緩和することはできないと思います。</p> <p>(山口委員) 現在も実質的に運用でやっているケースはあるわけですが、対外的にも説明できればよいと思います。今回の条例改正の機会に、消費者に説明できるようにしておく必要があります。</p>

	<p>(實形委員) 卸売市場は市民への貢献を目的に成り立っていますが、規制緩和で企業が利益追求を最優先にすると、どこかが欠落していきます。市場は、市民にいかに関与できるかがベースになります。</p> <p>(福田副会長) 食肉は、と畜解体があるので、特に衛生面で規制を全て緩和するのは難しいと思います。青果では実態として市場外が増えているので、今回の改正につながっていると思います。</p> <p>(小泉会長) 「(1) 第三者販売の禁止」は基本的に継続で意見を集約していいですか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(小泉会長) 「(2) 直荷引きの禁止」も第三者販売の禁止と同様の事情がありますので、基本的に継続で意見を集約していいですか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(小泉会長) 「(3) 商物一致の原則」について、食肉は個体差が大きく、生体を持ってくることが前提なので、特に問題はないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(福田副会長) 規制緩和について、国の方針だと「合理的理由のなくなった規制」とあります。食肉の場合、合理的理由はなくなっていないですから、この3項目は廃止できないと思います。</p> <p>(山口委員) 卸売会社の立場としましても、この3項目が日常業務の中で障壁になっているわけではありませんので、現行を変えないと支障をきたすことはないと思います。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(實形委員) 取引規制とは別ですが、2月17日に当市場で「横浜肉まつり」が実施されました。多くの市民が予想以上に来てくれて、市場の魅力を実感しました。</p> <p>(神崎委員) もっと食肉市場を宣伝するべきです。来場者の大半が、この場所に食肉市場があることを知らなかったと思います。横浜市に食肉市場があつて、ここでの取組を、生産者を含めてPRしていけば、違う形も出てくると考えています。</p> <p>(山口委員) 今回は条例が重要です。今までと同様なのか、規制緩和によって業務を遂行しやすくなるのかは条例の作り次第なので、行政が基本的なところを、どう作ってくれるのかによります。</p> <p>(小泉会長) 次回は、5月に開催します。本日はお話いただいたように、原則としては変えられないというのが現実的な結論だと思います。今後ともよろしく願います。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会委員名簿(資料1) (2) 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会委員座席表(資料2) (3) 卸売市場法改正に係る取引規制について(資料3)</p> <p>2 特記事項 なし</p>